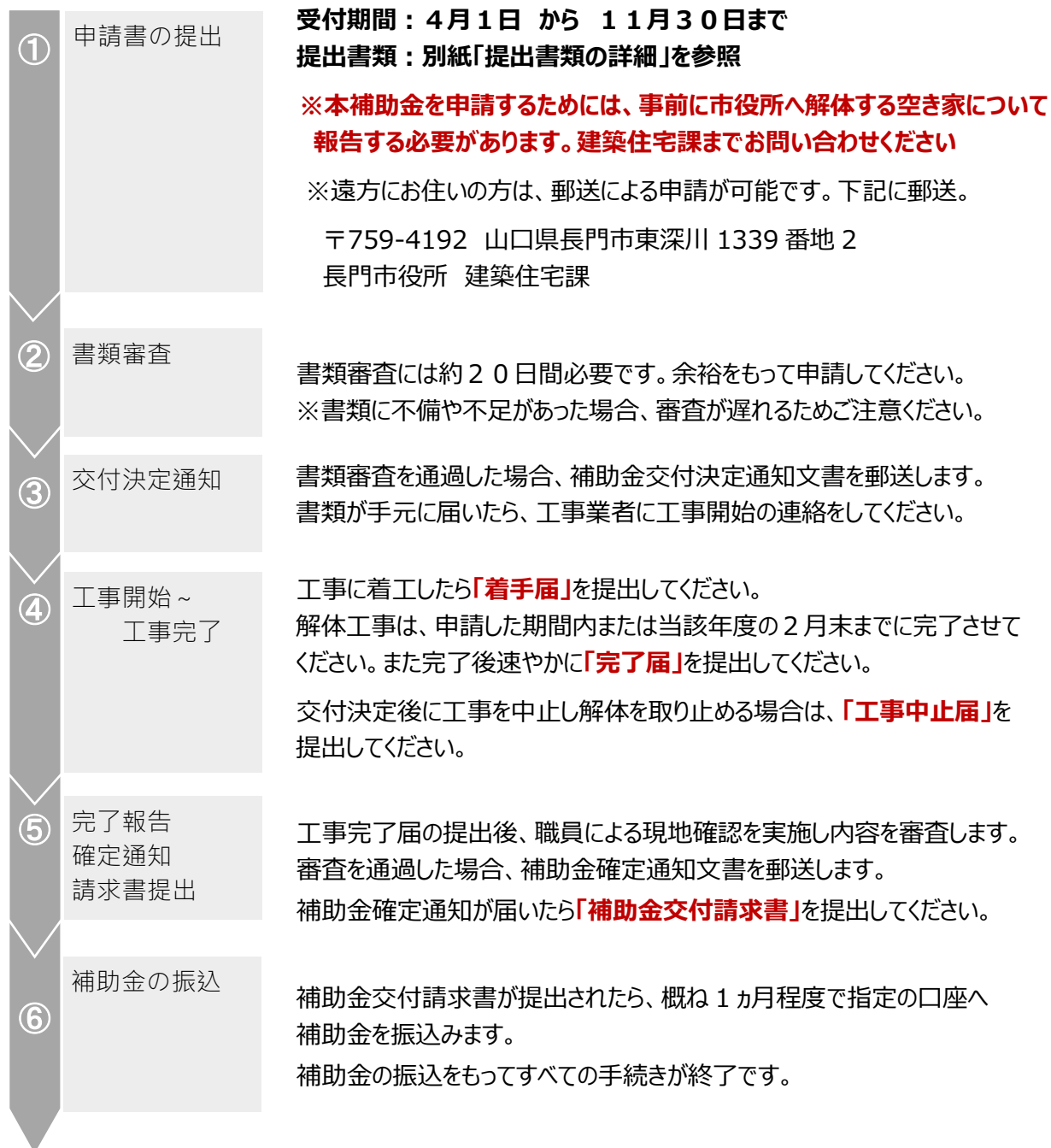


空き家解体補助金の申請から補助金交付までの流れ



提出書類の詳細

申請時の提出書類

■ 補助金交付申請書

指定の様式に日付・申請者住所・申請者名を記入のうえ提出

空き家の所有者ではない人が申請する場合、所有者との関係性を証明する書類（戸籍附票等）の提出が必要になります。

■ 事業計画書（別記様式第2号）

記入例を参考にして、指定の様式に必要な事項を記入して提出してください。

■ 危険空家等の位置図

解体する空き家の位置が具体的に特定できる位置図を提出してください。

手書き不可。

■ 危険空家等の除却に係る経費の見積書

長門市内に本店所在地を有する業者が発行した見積書を提出してください。（コピーでの提出可）

※見積書の内訳は「一式」という記載をせず、具体的に項目及び単価が分かるように記載してください。

■ 危険空家等の現況写真

少なくとも次の写真を撮影し提出してください。

① 空き家の遠景（周囲の状況が分かるもの） ② 空き家の正面 ③ 空き家の裏側

■ 危険空家等の登記事項証明書又は固定資産課税台帳登録事項証明書

申請者と空き家の関係性を証明するための書類です。

登記事項証明書 ➡ 法務局で発行できます。最寄りの法務局へお問い合わせください。

固定資産課税台帳登録事項証明書 ➡ 長門市役所または支所で発行可能です。（郵便請求可能）

■ 申請者の属する世帯全員の住民票

世帯構成を確認するための書類です。世帯全員が記された住民票を提出してください。

長門市役所または支所で発行可能です。（郵便請求可能）

長門市以外にお住いの方は、居住地の役所へお問い合わせください。

■ 申請者の属する世帯全員の所得証明書

所得の条件を満たしているか確認するための書類です。

提出するのは、申請時点で発行可能な最新の所得証明書です。

提出する住民票に記載された世帯全員分（一人につき一枚）を提出してください。

長門市役所または支所で発行可能です。（郵便請求可能）

長門市以外にお住いの方は、居住地の役所へお問い合わせください。

■ **申請者の属する世帯全員の補助の要件を審査するために確認する必要がある個人の情報に関する調査同意書**

補助金の審査において、長門市税等の納付状況を調査することに同意していただくための書類です。

日付・住所・氏名を記入。

■ **所有者等以外の者が申請する場合は、所有者等の承諾書**

所有者から解体に関する同意が取れていることを証明するための書類です。

書類は所有者が記入してください。

■ **所有者等と所在する土地の所有者が異なる場合は、当該土地の所有者の除却に係る承諾書**

土地の所有者が所有する土地の敷地内で解体工事が行われることについて合意が取れていることを証明するための書類

です。書類は土地の所有者が記入してください。

工事開始以降の提出書類

■ **着手届**

工事に着手したら提出してください。申請者の住所・名前を記入。

■ **工事中止届**

工事を中止し、解体を取り止める場合に速やかに提出してください。

申請者の住所・氏名と工事の中止理由・工事中止決定日を記入。

■ **完了届**

解体工事が完了したら添付資料を添えて提出してください。

申請者の住所・氏名と着手日・完了日を記入。

■ **事業実施中及び完了後の写真**

完了届の添付資料として提出してください。

解体工事の様子分かる写真と工事完了後の更地となった状況を撮影。

■ **領収書の写し**

完了届の添付資料として提出してください。

工事業者に代金を支払い、その領収書を発行してもらう。コピーでの提出可能。

このとき、当初申請した工事代金と同額でなければならない。

■ **廃棄物処理に関する処分証明書類**

完了届の添付資料として提出してください。

いわゆる廃棄物マニフェストと呼ばれるもの。廃棄物マニフェストのうちE票を提出。

詳細は、工事業者にお問い合わせください。

■ **請求書**

申請者の住所・氏名と振込先口座の情報を記入して提出してください。口座は申請者と同名義とする。